平成２６年（フ）第２０９号
秋田市東通館ノ越14番23号
債務者　荒木　良文
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６５号
秋田県大館市釈迦内字長袋11番地１、前住所秋田県大館市釈迦内字上袋９番地５
債務者　佐藤　育美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第２１３号
三重県桑名市長島町福吉870番地５　メゾネット白川Ｂ－３
債務者　藤野真理子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０２４号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町185番地
債務者　山岸　茜衣
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１３２号
京都市南区吉祥院九条町51番地２　ＷＥＳＴ９西大路301号
債務者　岩本在哲こと　李　　在哲
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４６号
京都市西京区松尾鈴川町１番地４　山本隆宏方、住民票上の住所京都市伏見区醍醐下端山町11番地38　端山ケ丘団地184号
債務者　村岡　眞紀（旧姓小西・山本）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７０号
京都市北区大北山原谷乾町101番地34　エステートピア303号室、前住所京都市上京区仁和寺街道御前通西入上る下横町209番地
債務者　角田　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
兵庫県西宮市甲子園九番町１番12―401号、前住所大阪府大阪市平野区平野東２丁目３番40号　210
債務者　ごきげん本舗こと　荒久田繁幸
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４６号
奈良県桜井市大字三輪411番地
債務者　南元　優志
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２９４号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地３棟73号
債務者　濵田　英史
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２５号
愛媛県松山市木屋町４丁目160番地
債務者　杉本　早苗
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４号
愛媛県西条市大町393―３　雇用促進住宅２号棟202号室、住民票上の住所愛媛県今治市八町西５丁目４番56号、前住所愛媛県今治市宮窪町宮窪1849番地２
債務者　渡邊　秀邦
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２２２号
福岡県三井郡大刀洗町大字甲条1521番地９　グランドヒルＡ―101
債務者　廣瀬　丈志
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県田川郡福智町神崎1373番地
債務者　大島　哲雄
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１号
長崎県対馬市厳原町西里200番地第２、旧住所長崎県対馬市厳原町田渕991番地
債務者　主藤　良美
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２６年（フ）第５９６号
熊本市中央区大江２丁目17番１号　ファミール大江202号、前住所熊本市中央区渡鹿６丁目８番41号　竜宏コーポ302号
債務者　信國　裕美（旧姓永松・松下）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８２号
宮崎市佐土原町下那珂1247番地21　ブルシェル302号
債務者　永田やすよ
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
宮崎地方裁判所破産係